特集

2026年1月以降の取引から適用対象に

改正下請法の概要と経理部門への影響と実務

従業員基準の追加、手形払等禁止など

第1章 改正下請法の概要と実務上の留意点

代金支払・証跡・取引先マスタ等に注意

第2章 改正下請法施行に伴う経理実務の留意点

PwC弁護士法人
弁護士
井手　瑠美
PwC Japan有限責任監査法人
米国公認会計士（ワシントン州）・公認情報システム監査人
雨宮　弦太

2025年5月16日に国会にて可決・成立した改正下請法（取適法）。2026年1月1日より施行される同法では、特定運送委託の規制対象への追加や取引当事者の基準として従業員数が設けられるなどの適用対象の拡大に加え、「協議に応じない一方的な代金決定」の禁止といった禁止行為の追加等が行われており、元請側の企業においては、実際に取引を行う事業部門や法務部が対策を行うのみならず、経理業務にも少なからず影響することが考えられる。そこで、改正下請法の概要を解説しつつ、経理部門が気をつけたい実務上の留意点について解説いただいた。施行直後における論点整理や経理部門の実務対応について参考にしていただければ幸いである。